

給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会（以下「この法人」という。）の就業規則第46条の規定にもとづき、就業規則第2章で定める手続きにより採用された職員の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、月例給与・賞与とし、月例給与は、次に掲げる区分により支給する。

- ① 基本給
- ② 手当

(基本給)

第3条 基本給は、月額をもって定め、別表の基本給月額表に従い、各人別に、職務の重要度・困難度・責任度、従業員の年齢・経験・能力及び従業員の勤務成績・勤務態度等を考慮して、会長が決定した号俸の額とする。

(手当)

第4条 該当する職員には、次の手当を支給する。

- ① 役職手当
- ② 扶養手当
- ③ 超過勤務手当・休日給
- ④ 通勤手当

(役職手当)

第5条 役職手当は、組織規程第5条に定める事務局長及び事務局次長並びに組織規程第6条に定める部長及び課長（以下、「役職者」という。）に対し支給する。

2 役職手当の月額は次のとおりとする。ただし、兼務の場合は、上位の役職の手当による。

事務局長	100,000円
事務局次長	60,000円
部長、課長	40,000円

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、毎月1日時点において扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者に限る。

1. 満18歳未満の子及び孫	1人につき20,000円
2. 心身に重大な障害がある子及び孫	

3 扶養親族に異動があった場合は、直ちにこの法人あてに届け出なければならない。

(超過勤務手当・休日給)

第7条 超過勤務手当・休日給は、本条第2項に従い、就業規則第19条に定めるところにより所定労働時間を超えて労働すること、法定休日に労働すること、又は午後10時から午前5時までの深夜時間帯に労働することを命ぜられた職員に対し支給する。ただし、深夜労働を除く超過勤務手当・休日給については、第5条1項に定める役職者には支給しない。

2 超過勤務手当・休日給の額は、次の各号により算出した額とする。

【15分単位で支給】

(1) 法定勤務時間以下の場合

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 時間外勤務時間数 × 1.00

(2) 法定勤務時間を超える場合 (午後10時まで)

1日実働8時間又は1週間実働40時間を超えて労働した場合には、次の計算方法により、算出した時間外勤務手当を支給する。

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 時間外勤務時間数 × 1.25

(3) 深夜勤務 (午後10時より翌日午前5時まで)

午後10時から翌日午前5時までの深夜時間帯に労働した場合には、次の計算方法により算出した深夜勤務手当を支給する。

① 第5条1項に定める役職者の場合

(基本給+役職手当) ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 深夜勤務時間数 × 0.25

② ①以外の職員の場合

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 深夜勤務時間数 × 1.50

(4) 休日勤務

就業規則第19条により、就業規則第18条1項に定める休日に労働した場合には、休日勤務手当を支給する。なお、就業規則第20条により振替休日を与えられた場合、休日労働にあらず、本規程に定める休日勤務手当は支給しない。

休日勤務手当は、次の計算方法により算出した額を支給する。

① 休日労働が、法定休日である場合

原則として、次のイの計算方法により算出した額を支給する。但し、この休日労働が深夜労働 (午後10時より翌日午前5時まで) に該当する場合、次のイの計算方法より算出した額にロの計算方法により算出した額を加算した額を支給する。

イ 基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 休日勤務時間数 × 1.35

ロ 基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 休日勤務深夜労働時間数 × 0.25

② 休日労働が、法定休日以外の休日である場合

原則として次のロの計算方法により算出した時給分のみ支給する。ただし、この休日労働が法定時間外労働に該当する場合、次のイの計算方法により算出した額にロの計算方法により算出した額を加算した額を支給し、この休日労働が法定時間外労働かつ深夜労働 (午後10時より翌日午前5時まで) に該当する場合、次のイ及びロの計算方法より算出した額にハの計算方法により算出した額

を加算した額を支給する。

イ 割増賃金

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 法定時間外勤務時間数 × 0.25

ロ 時給分

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 所定休日勤務時間数 × 1

ハ 深夜労働 (午後10時より翌日午前5時まで)

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 深夜勤務時間数 × 0.25

(5) 休日勤務 (代休取得)

就業規則第18条により、休日に労働した場合であって、就業規則第21条に基づき代休が付与された場合の休日労働については、次の計算方法により算出した休日勤務手当を支給する。

① 法定休日における休日労働の場合

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 休日勤務時間数 × 0.35

② 法定休日以外の休日における休日労働で法定時間外労働に該当する場合

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 休日勤務時間数 × 0.25

- 3 この法人の指示によらないで超過勤務をし、または所定の手続きを怠った場合には、超過勤務手当・休日給を支給しないことがある。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、自宅最寄駅より勤務先事業所最寄駅までの通勤実費を支給する。ただし、通勤にバスを利用する場合において、バスの利用運行区間が1.5km以内のときは、バス運賃を支給しない。

2 前項の利用する交通機関及び通勤実費については、会長の承認を要する。

3 通勤手当は、原則として6ヶ月間ごとに通勤に要する実費を支給する。ただし、一ヶ月分相当額は、4万円を上限とする。

4 職員が次の各号の一に該当することになった場合、職員は既に支給した通勤手当の残額(解約精算金)を返還するものとする。

(1) 第1項に該当しなくなった場合

(2) 住所又は居所の変更その他の事由により通勤の経路又は手段を変更した場合

(3) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの全日数にわたり通勤しなかったときは、既支給通勤手当額の1ヶ月分相当額を返還する

(4) 退職した場合

(5) 退職した場合

(月例給与の支給日等)

第9条 月例給与の計算期間は毎月1日より末日までとし、支給日は当月の20日(その日がこの法人の休日に当るときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

2 超過勤務手当・休日給の計算期間は、毎月末日を締切日とし、翌月の給与支給日に

支給する。

- 3 計算期間の途中で採用され、又は退職、休職もしくは復職した場合は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算して支払う。
- 4 欠勤、遅刻、又は早退した場合は、当該計算期間の所定労働日数又は労働時間を基準に日割り又は時間割計算し、不就労時間分を控除して支払う。

(給与の支給方法)

第10条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の申出により本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

- 2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額及び労使協定により定めたものを控除して支給する。

(給与の減額等)

第11条 次の各号の一つに該当する不就労日が生じた場合は、給与は支給しない。

- (1) 産前産後の休業(就業規則第30条)、就業制限(就業規則第55条)及び休職(就業規則第34条)の規定により生ずる不就労日
- (2) 年次有給休暇・夏期休暇、特別休暇等を除く不就労日または不就労時間
- (3) 育児休業の期間における不就労日
- (4) 介護休業の期間における不就労日
- (5) 入社または退職月の不就労日、ただし、死亡による退職の場合は、当月分全額を支給する。

(賞与)

第12条 賞与の支給月は、原則として年2回6月、12月とし、その額は、職員の勤怠実績、勤務成果およびこの法人の財政状況を勘案し、会長が決定する。

- 2 賞与の支給対象期間は、次のとおりとする。
夏期賞与 前年10月1日より当年3月31日まで
年末賞与 当年4月1日より当年9月30日まで
- 3 賞与の支給対象者は、支給対象期間の全て若しくは一部に在籍し、賞与の支給日現在に在籍する者とする。
- 4 前各項にかかわらず、業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(給与改定)

第13条 給与改定(昇給・降給)の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、この法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

- 2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、会長が決定する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和 55 年 5 月 30 日より実施する。
 - 2 昭和 60 年 5 月 23 日 一部改正し、昭和 60 年 6 月 1 日から実施する。
 - 3 平成 11 年 5 月 22 日 一部改正し、平成 11 年 6 月 1 日から実施する。
 - 4 平成 22 年 7 月 2 日 一部改正し、平成 22 年 6 月 14 日から実施する。
 - 5 この規程は、平成 25 年 11 月 20 日の理事会で決議し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 - 6 令和 4 年 9 月 7 日一部改正し、令和 4 年 10 月 1 日から実施する。
 - ・第 7 条 法定勤務時間を所定労働時間に改正
 - ・【15分単位で支給】を加筆
- (1) 法定勤務時間以下の場合
- 基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 時間外勤務時間数 × 1.00
- を加筆し、以下の () 数字を順次改正。